京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷　第六號

大正十一年六月一日發行

論叢

不勞利得稅を論ず・・・・・・・・法學博士　小川鄉太郎

基督教文明の發展概論・・・・・・法學博士　財部靜治

社會哲學に於ける主意的二元論的思想・法學士　恒藤恭

經濟道と經濟術・・・・・・・・法學士　作田莊一

小作制と小作法・・・・・・・・法學博士　河田嗣郎

時論

我邦の地租を論ず・・・・・・・・法學博士　神戸正雄

說苑

ジョン・ロックの私有權論・・・・經濟學士　岩城忠一

功利主義と生產政策・・・・・・經濟學士　堀經夫

雜錄

古川古松軒の著述に就て・・・・・經濟學士　黑正巖

『共產宣言』の英譯本について・・法學博士　河上肇

附錄・・・・本誌第十四卷總目錄・・・・・・・・

時論

我邦の地租を論ず

神戸正雄

緒言

我邦の租税の中で最古いものはいふまでもなく地租であつて、此は我邦の人心に深く喰入つて最良く慣熟した所の税である。舊税は良税などいふ格言の例としては恰好の税でもある。そして他方、理論としても地租は人の不勞利得を課徴する恰好の税であるとか、其他、地租の單税論などもあつて、一部の人々からしては此上もなき良き税といはれて居る。斯くて地租は飽迄固守しなくてならぬが如くに思はれて居るが、併し冷靜に考ふれば此にも若干の缺點があり、特に時勢の變化進歩に順應せず、特に之を國税として維持するに於て此缺點が著しく現はれるといふに於て、むしろ國税としては廢止して其存立するに最適當なる地方に任かさんかとの案も生ずる。孰れにせよ其内容を吟味し其長短を明かにすることは興味あることであるによりて敢て此に一文を

作る。

第一段　我邦地租の事情

其一　我邦地租の發達

我邦の地租は古代の租庸調の租に始まり、永く我邦の主要稅であつた。明治維新になつても暫らくは舊制を繼承したが、改めて地價制度を立て且つ從來の米納を金納とした。此地價の確定は明治六年に着手して十四年に至つて完了した。そして之によりて土地は凡べて一筆毎に地番を附し反別を測定し、別に各地片を土地の狀況に應じて組合村に分屬せしめ、其數多の村の中、地位中等なるもの一村を模範村として選出し、其模範村に於ける土地を等級に分ち、其各級の凡べての土地の收穫を精査し、之を基準として其他の村に於ける各地片の各等級に應じたる收穫高を定め、石代により金錢に換算し、種子肥料（總收益の一割五分）及公租（地價の百分四）として一定割合を控除したる殘額を純收益と見做し（尤も此控除物が少いから、實は總收益と純收益との中間物に過ぎない、）其純收益を各地方毎に一定したる金利四分乃至七分、通例六分により還元して地價を定め、郡村宅地等は其村耕地の平均を準的とし、之より下らざる所にて地位の便否により數等に分ち、市街地は賣買の地價幷に相對貸地料等の比準を酌量し、便否の地位を差等して價格を

定め、此等の價格は之を臺帳に登錄して年々其に一定の稅率を適用するものであるから、此制度は地價に依るとはいふものゝ、其實は推定的收益に課するものである。そして斯の如くにして定められたる地價は其後、明治二十年二十二年三十二年の三回に亘り特殊地方に就き修正を行ひ、以て多少の不公平を匡正した。特に宅地については經濟界の變化により其等級に非常なる變動を來たしたから、四十三年に從來とは別箇の方法により賃貸價格を基礎として地價の稍大なる修正を行ひ（賃貸價格の十倍を原則とし、但し其が市街宅地にありては現在法定地價の十八倍、郡村宅地にありては現在地價の七倍二割を超ゆるときは、市街宅地にありては現在地價の十八倍郡村宅地にありては現在地價の七倍二割を以て其地價とす）以て今日に及んだ。そして其收入は此稅制定以來太しき增加を示さず、其の全租稅收入中の地位に至ては、むしろ益々低下しつゝあること既に私が租稅研究中地租の時勢順應力にて說く所の如くである。そして其最近の收入は七三、九四九、三四八圓（大正九年）で、其內譯は下の如くである。

	收入金額	百分比率
(1) 田	四五、四三九、三三七	六一
(2) 畑	九、九七二、四六七	一四
(3) 宅地	一六、七五七、三五一	二三
(4) 其他	一、七八〇、九三	二

其二　我邦地租の構造

(一)施行地域――日本內地、但し伊豆七島、小笠原島を除く（此島嶼地方にては當分從前の通りとす）

(二)課稅物件

(A)積極的範圍――有租地に課す（第一類中又は第二類中の各地目變換するものを地目變換といひ、第一類地を第二類地に變換するを地類變換といひ、第二類地に勞費を加へ第一類と爲すを開墾といひ、第一類地又は第二類地の山崩、川缺、押流、石砂入、川成、海成、湖水成等の如き天災に罹り地形を變じたるを荒地といふ）

(い)第一類地――田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地

(ろ)第二類地――池沼、山林、牧場、原野、雜種地

(B)消極的範圍

(い)全免租地

(1)國府縣郡市町村其他勅令を以て指定する公共團體（府縣組合、郡組合、水利組合、水利組合聯合會、市町村組合、町村組合、市町村學校組合、町村學校組合、市町村內の區、學區、沖繩縣の區、區內の部、北海道地方費、北海道の區及區町村內の部、北海道土功組合）にて公用又は公共の用に供する土地（有料借地は除く）

(2)府縣郡市町村其他勅令を以て指定する公共團體が公用又は公共の用に供すべきものと定めたる其所有地(斯く定めたるときより一年内に公用又は公共の用に供せざるときは除く)

(3)府縣社地、鄉村社地、招魂社地(有料借地は除く)

(4)墳墓地

(5)用惡水路、溜池、堤塘、井溝

(6)鐵道用地、軌道用地、運河用地

(7)保安林

(8)公衆の用に供する道路

(9)私立の幼稚園、小學校、中學校高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學、其他大藏大臣にて指定したるものゝ用に供する土地(は義務者の申請により地租を免す)

(10)皇族賜邸、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、同妃、皇太孫、同妃、未だ婚嫁せざる未成年の皇子及皇太子、皇太孫の子にして未だ婚嫁せざる未成年者の所有の土地(其以外の皇族所有土地には地租を課す)

(11)砂防法により一定の行爲を禁止又は制限する土地(減租の場合あり)

（ろ）一定期間免租地――此免租は凡べて困難の救濟の意味を有つか、然もなければ利用促進の趣旨に出づ。

（1）救濟に出づるもの

（a）荒地（イ）被害の年より十五年以内免租年期を定む（海嘯の爲め潮水浸入し作土を損害したるもの亦之に準ず）（ロ）免租年期明に至り尙は荒地の形狀を存するものには更に十五年以内の免租繼年期を定め（ハ）川成、海成、潮水成にして免租年期明に至り原形に復し難きものは更に二十年以内の免租繼年期を許す。

（b）災害又は天候不順により收穫皆無に歸したるとき其年分の免租を爲すことあるべし。

（2）利用促進に出づるもの

（a）官有の水面を埋立て又は干拓し民有に歸したる土地は六十年の新開免租年期を許す（但し年期明に至り事業成功又は地味成熟に至らざるものに對しては更に年期の延長を許可するを得。尤も其年期は通じて七十年を超ゆるを得ず）

（b）耕地整理の施行により其地區内の國有の森林原野若くは荒無地を開拓して第一類地と爲したるとき又は國有の水面を埋立て又は干拓して民有地と爲したるときは、埋立地又は干拓地には六十年、其他の土地には二十年の耕地整理新開免租年期を許す（年期明に至り地味成熟せざ

るときは、更に十年以内の年期延長を許すを得）

（c）造林地には三十年以内、相當の免租年期を定めて免租す。

（三）納税義務者――は土地臺帳に登錄されたる左のものとす（義務者、其土地所在の市區町村内に住所又は居所を有せざるときは、其市區町村内に住所を有する納税管理人を置くことを要す）

（A）通例――土地所有者

（B）特例

（い）質權の目的たる土地については質權者

（ろ）百年より長き存續期間の定めある地上權の目的たる土については地上權者、

（四）課税標準

（A）原則――一旦定められ臺帳に記載したる地價に依る。年の豐凶により增減せざるを原則とす

（B）地價修正――左記所定の利用方法變更により收益に變動を生じたる場合に、收益を審査し等級を定め近傍類地に比較して地價修正を行ふ。

（い）地目又は地類を變換したるとき

（ろ）開墾したるとき

（は）開拓鍬下年期明に至りたるとき

（に荒地免租年期明に至り原地目に復し難く、若くは他の地目に變じたるとき、又は低價年期明に至り原地價に復し難きとき。

（C）地價宥恕

（い）地價不修正――土地の利用改良を奬勵する爲めに直ちに地價の修正を行はず、一定年間地價の据置を許す

（1）開墾したるとき（開墾着手年より二十一年目に其成功部に地價を修正す）

（2）十年以内に成功し能はざる開墾を爲すとき（四十年間の鍬下年期を與へ、年期中は原地價により地租を徴收す）

（3）官有地を開拓して民有に歸したるとき（其素地相當と認むる地價を定め、二十年の鍬下年期を許す。其間現定地價により地租を徴收す）

（4）地目を變換する爲め開墾に等しき勞費を要したるとき（四十年の地價据置年期を許す）

右鍬下年期、地價据置年期の許可を得たる土地にして年期明に至り事業成功又は地味成熟に至らざるものに對しては更に年期の延長を許すを得（但し開墾鍬下年期及地價据置年期の土地につきては通じて五十年開拓鍬下年期の土地につきては通じて三十年を超ゆるを得ず）

（5）耕地整理を施行するに當り、其地域内の民有地總面積の五分一以上に當る土地につき開

墾又は地目變換を爲したる場合に、開墾したる土地（開墾に等しき勞費を要する地目變換は開墾と見做す）につきては工事着手の年より四十年、變換したる土地につきては工事完了の年より六年の耕地整理地價据置年期を許す（但し開墾したる土地にして年期明に至り工事完了又は地味成熟せざるときは、更らに工事完了まで又は十年以内の年期延長を許すを得）

（ろ）低價年期――荒地免租年期明に至り其地の現況、原地價に復し難きものは十五年以内七割以下の低價年期を定む。

（五）稅率――が土地の種類により多少異るは、宅地は四十三年の地價修正により、地價算定基礎が他と異るに至りたるに因り、宅地田畑以外の土地は改租當時の地價算定が此に於て比較的低かりしに因る。

（A）一般

（い）宅地　地價の百分二半

（ろ）田畑　地價の百分四半

（は）其他の土地　地價の百分五半

（B）北海道

（い）宅地　地價の百分二半

(ろ)田畑　地價の百分三、二
(は)其他の土地　地價の百分四

(六)納期――の區々となるのは、主として義務者の便宜を計りたるに因る。特に田畑については收穫及其換價時期、又は副業收入の時期等を斟酌して定めたもので、田租は年末より翌年に掛けて四回に分納せしめ、畑租は年末に二回に分納せしめ宅地租は之と異り年二回の決算期を考慮して定めたのである。

(A)一般

(い)宅地
(1)第一期　其年七月一日より七月三十一日限り　租額二分一
(2)第二期　翌年一月一日より一月三十一日限り　租額二分一

(ろ)田
(1)第一期　其年十二月十六日より翌年一月十五日限り　租額四分一
(2)第二期　翌年二月一日より二月末日限り　租額四分一
(3)第三期　翌年三月一日より三月三十一日限り　租額四分一
(4)第四期　翌年五月一日より五月三十一日限り　租額四分一

(は)其他の土地
(1)第一期　其年九月一日より九月三十日限り　租額二分一

(2)第二期　其年十一月一日より十一月三十日限り　租額二分一

(B)特例

(い)北海道

(1)宅地（第一期、其年七月一日より八月三十一日限り租額の二分一、第二期、翌年一月十日より同二月末日限り租額の二分一）

(2)其他の土地（第一期、其年十月一日より十一月三十日限り租額二分一、第二期翌年四月一日より五月三十一日限り租額二分一）

(ろ)鹿兒島縣大島郡、沖繩縣にも特例あり、

(七)徴收手續（地價の決定については發達の部參照）

(A)稅務署――有租地は各筆毎に地番、反別、地價及所有者を土地臺帳に登錄し、幷に之に相當する地圖を調製して之を各稅務署に備へ、以て地租徴收の原簿とし、其異動ありたるときに於ては一々加除訂正を行ひ且つ之を市町村に通知す（1）收稅官吏は土地の檢査を爲し又は義務者若くは所有者に對し必要の事項を尋問するを得（2）地租を課せざる土地を地租を課する土地と爲したるときは其地の現況により直ちに地價を定む）

(B)市町村――には一人別地租名寄帳を備へ、稅務署の通知により其異動を加除訂正し、各人別の

額を明かにし、義務者毎に、同一地目の地價合計額により地租及分納額を算出して徵收す。

(七)救濟――地租の賦課徵收につき異議あるものは訴願又は行政訴訟により救濟を求むるを得。

(八)罰則

(A)土地を欺隱し地租を逃脫するものは罰金又は科料に處す。

(B)地租を課する土地を地租を課せざる土地と爲し又は地租を課せざる土地を地租を課する土地と爲すの屆出を怠るものは罰金又は科料に處す。

(C)地目を變換し又は地類を變換する屆出を怠り、開墾の屆出を怠りたるものは科料に處す。

第二段　我邦地租の批評

其一　我邦地租の長所

地租特に我邦の其には可なり多くの長所がある。先づ

(一)公平負擔上――よりいふと、土地又はむしろ土地所得は一の物的元素より生じたものとして、人的所得よりも特段に重く課せらるべき理由あるのみならず、特に土地は有限獨占的なる自然物で、其價値が社會の發達と共に勞せずして增加すべきものなるに於て其持主の給付能力の割合に大なることを推定するを得べく、隨ふて特段なる課稅を至當とする所である。今日の發達し複雜

なる經濟社會にて地租のみを餘りに過重課することは出來ないにせよ、兎も角此が存立は無意義ではない。

(二)財政收入上――には收入可なり豐富であり、特に其收入が確實といふ長所をもつ。經濟界の動搖があつても、天災地變が起つたにしても、非常特別なる事情のない限りは、殆んど其收入に變動を生じないで濟む。其は全く其課稅物件に於て變化が少く、課稅標準が固定して居るからである。兎に角此收入の確實といふことは此稅の一の長所に相違なく、此點に於て他稅の及ぶ能はざる所である。

(三)國民經濟上――には此稅の存在が各種產業の上の壓迫にはなるが、併し其納稅期に就いても其々納附し易き時期が斟酌してあり、災害に遇ふて困難する場合の宥恕も定めてあり、土地の利用を促進する爲めの特典も出來て居るから、そんなに不良なる影響を與ふるといふことはない。

(四)課稅技術上――には其課稅標準たる地價を決定するときには非常なる面倒と紛爭とを伴ふが、併し既に此が一旦定まつた以上は、最早課稅標準として此ほど明確なものはなく、此については殆と紛爭の起りやうもなく、年々に於ける徵收は全く簡單なもので、徵稅費は極めて少くして濟む。且つ又課稅標準が明確なるのみならず、課稅物件が全く表現的で隱匿が出來難いから、逋脫といふことも殆んど全く行はれない。

（五）國民負擔上――には此が歴史的にも頗る永き時以來、慣れ來つたものであるから負擔し易きのみならず、特に物上負擔となる傾あるものであるが爲めにも、義務者に於て殆んど其負擔を感せざるに至るといふ長所がある。

其二　我邦地租の短所及其救濟策

上記に依れば地租は可なり良い税のやうである。けれども尙細かに考ふれば此に缺點があり、而かも大な缺點がある第一に

（一）公平負擔上――（A）土地が如何に特段に大な給付能力を表はすものとはいへ、土地以外の諸物的元素を見逃して良いほど此土地に特に重き負擔を課すべきではなく、特に今日の如く土地と營業とのみが特段なる負擔を爲すの制度は、到底公平じないこと隨ふて此地税を維持する以上、別に家屋税資本利子税なかるべからざることは、既に前論文に說く所の如しである。

（B）偖て又此税の課税標準たる地價がい既に半世紀前の作物で今となつては實際と去ることあまりに大なものである。卽ち今では非常に不公平なものとなつて居るといふの缺點をもつ。夫の時以來我邦の經濟界の變遷發達は非常なものであり、當時の米石代三圓半均といふのが今日では十數倍となつて居るのによりても想像し得る如く、大抵の土地では地價が益々上ぼつて事實上の地價が法定の地價と大に異るものとなつて居る。夫の當時の負擔が土地の相當の負擔と假定するな

らば今日では大體過當に低い負擔となつたといふことになる。其も凡べての土地が均等に上ぼつたならば、夫の地價にても少くとも、各地庁の間には負擔の不公平を生ぜずして濟むが、遺憾ながら地價の上つた度合は各地庁一樣でなく、或は大に上ぼり、他のものは少しく上ぼりそして處によりては上ぼり得ずして却つて下つたのさへある。此に於て負擔の不權衡を生ずる。其も短き時の間なれば大した變化も大した不權衡も生じないが、永くなればなるほど其差等が烈しくなる。で此制度を維持するとすれば、是非ともせめて五年とか十年とか毎に改正を行はなくてはならぬ處が此が改正に頗る巨費を要し、例之、少くとも田畑だけにても一回に四五千萬圓づゝを要するといふので、之を五年毎とかに行ふといふことは考物といふことになる。加之之を行ふとして隨分苦情紛爭もが大いことであらう。年々變化する課稅標準なれば、まだ其紛爭も少くて濟むが、多少永き年の間の基礎となるべきものを變へるとなれば、利害の及ぶ所が大いので自ら紛爭も大くなる。又之を改定したとして之を行ふのに多少永き時を要し、隨つて初めの時に改定したのと後の時に改定したのとで不公平を見るといふことも生じ、又折角其を公平に定めても間もなく段々と不公平になるといふことにもなる。で已むを得ず大困難を冒しても時々卽ち五年目とか十年目とかに改定を行ふことにしなくてはならぬが、所詮其にしても不公平を免れぬといふに於て此方法は廢止の外なきことでもあらう。加之、此方法によれば年の豐凶收穫物價格の騰落等に拘ら

ず稅額に增減がないから、納稅額と收益との間の均衡を得ないといふ缺點もある。卽ち地價より見ても收益より見ても不相當隨つて不公平な課稅といふのである。（ろ）併し强いて此を維持して此際地價修正を行ふといふならば、全體に亘つて大根本的な革正を試むるも一方法であるが、又小改正に止むるも一方法である。後者に依るとすれば、宅地の方は四十三年に可なり大な修正を行ふて其より日を經ること多くないから其儘にしても大した不都合はない。尤も當時此を行ふについて附したる制限だけは此際撤廢するが至當である。卽ち當時賃貸價格の十倍を以て修正地價とし、但だ其賃貸價格の十倍が現在法定地價に對し、市街宅地にては十八倍を、郡村宅地にては七倍二割を超ゆるときは、其十八倍又は七倍二割に制限したが此は止めにして單に賃貸價格の十倍を徹底さしたら良く、又今となりては斯かる制限を設けて影響を緩和するの必要もなく、之により別に費用を要しないで百九十萬圓ほど增收の見込との事である。で此宅地の方は夫の制限の撤廢だけに止め、田畑の地價修正を行ひ、山林原野等の修正も行ふことゝすべきである。特に後者にては地積の丈量を精確に行ふ必要があるとの事である。（は）或は夫の地價修正には大費用もかゝり、大困難もあつて而かも尙ほそんなに公平なる結果が得られずといふに於て、むしろ別箇の方法を採るのが遷むべきものかも知れない。之を財產稅に改造するの案を別とし、地租を地租として保存して而かも從來の地價制度を採らぬとなれば、土地の年々の時價によりて課するの制度と

するか、時々の賃貸價格卽ち借地料によるの制度とするか、二の中の一に依るの外ない。孰れにしても之によるとすれば、前年の實蹟に依ることとし、年の一月中に前年の其を申告せしめ、前年中無償にて貸付し、又は自ら使用し又は自他とも全く使用せざりしものは、類地に比準して申告せしむることゝすべきである。其から此は稅務署にても調査し、調査委員會の如きものを設けて其議に附することゝすべきは勿論であるが、賃貸價格に依るときは貸借者間の特別なる事情によりて割安に定められて居ても、事實其安いので貸借せられて居るとすれば之に依るの外なく、隨ふては此に一の逋脫の餘地が存することとなる。又田畑宅地には貸借の例が多々あつて、賃貸價格を求むることが六つかしくないが、山林原野等には之が少く隨ふて其借地料といふても推測の外なしといふの缺點がある。然るに土地の時價といへば客觀的に見て以て適當とするものに依ることを得て、特定人の特定の事情などに依らぬことになるを得るのみならず、自ら借地料に現はれざる無形の收益をも計算することにもなつて、一層逋脫遺漏を少からしむることを得る。唯然し價格となると之を決定するにつき多少困難がある。賣買が現に行はれて居らぬときに、此が行はれたら幾らで行はるであらうかを推測しなくてはならぬので少し六つかしい。尤も近頃は至る處に賣買が行はるゝから、大體そんなに六つかしくもないが、それでも地方により特に田舍の田畑に於て此の殆んど行はれぬといふことはある。其にては困るといへば其迄であるが、併し

其場合でも類推が出來ぬことではなく　其困難が打勝つべからざるものではない。唯だ價格の決定の六つかしいといふことは多少ある。異之借地料となれば現に斯の如きものとして貸借者間に授受さるゝ具體的のものが多くの土地に於て存するからして、之を確知し調査し出すことは一層容易といひ得る。兎に角二方法何れにも各長短がある。が今行はるる法定地價制に比しては一層簡單で小費用を以て、時勢の變化に順應して課稅標準を定めることが出來、年々の豐凶米價の騰落、景氣の好否なども自ら多少斟酌せれることが出來、一層負擔の公平にも適ひ、收入增進の勢を有つことにもなり、收入の屈伸力も亦一層大といふことになる。

（C）偖て又此地租は如何なる課稅標準を採るとしても、一地一筆毎に課稅することゝなつて、累進課稅を行ふにも不便であり、免稅點を設くることも難く、隨ふて小なる地主に過重なる負擔を課することゝなり、其他給付能力に適應する上に於て肝要なる人的事情の考慮をも行ひ難き缺點をもつ。其を避けるのには財產稅に行くより外なきこととなる。尙ほ如何に此地租が細民に及ぶやは、此稅の爲めの土地の筆數實に一億三千二百九十九萬六百十四に上ぼり、納稅義務者一千五十四萬一千三百八人に達し內、一圓未滿の義務者四割以上を占むることによりて明かである。（大正十年一月一日現在調）。其詳しき數は左の通り、

大正十年一月一日現在義務者納租金額別

		人數		百分比率
(1)	一萬圓以上	六、		
(2)	五千圓以上	四一、		
(3)	二千圓以上	二三四、		
(4)	千圓以上	七八八、		
(5)	五百圓以上	三、三四〇、	二四、〇二九、	二、〇四
(6)	二百圓以上	八、六〇九、		
(7)	百圓以上	四九、七二三、		
(8)	五十圓以上	一四一、一三四、		
(9)	三十圓以上	二四六、三三四、		
(10)	二十圓以上	三三六、四七八、	一、四三六、三四九、	一四、〇一
(11)	十五圓以上	三三五、九〇二、		
(12)	十圓以上	三六七、六一五、		
(13)	七圓以上	三、四〇一、		
(14)	五圓以上	六三二、一六六、	一、一八六、三六七、	一一、二四
(15)	三圓以上	九六六、七一六、		
(16)	二圓以上	八八〇、三三四、	三、二一三、三五四、	三一、四三
(17)	一圓以上	一、四三六、三一四、		
(18)	五十錢以上	一、二三六、〇八六、		
(19)	二十錢以上	一、一〇五、一三六、	四、三三〇、八一一、	四一、二八

(20)二十錢未滿　二、〇三九、五六六、
合　計　一〇、四二一、三〇八

(二)財政收入上――には現行法の如く固定した地價により課稅して居ては、折角事實上の地價が上ぼり、土地收益が增加して居るに拘らず、國庫收入が增加せずといふの不利がある。そして國庫は益々其經費が膨脹して收入の增進を希望することの切なる勢にあるに於て、此點は太しき不利といふことになる。且つ一朝事あるとき之を增率しやうとしても、前にいふ如く大な不公平の存して居る以上は、之を增長することを遠慮すべき所以のものがあり、又斯の如く物上負擔ともなつて居るものにては、之に增稅を行ふ爲めに財產價値に著しき變動を來たすことの好ましからざる點もあり、旁々此稅には屈伸力を缺く憾がある。

(三)國民經濟上――には多少、生產壓迫を伴ふといふことは、此はまづ已むを得ないとしても、此稅の課稅標準たる地價が、經濟上の變化に伴はざる爲めに、時として或地片に對しては、あまりに過大な負擔となり、堪へ難きものといふことゝなり得る。

(四)課稅技術上――には一旦課稅標準が定まつてしまへば樂になるが、其課稅標準たる地價を定めることに可なり永き時と多大な勞費とを要し紛爭混雜の不利をも伴ひ、而かも結果は公平を得ることが難いといふ缺點がある。

(五其他——(A)此稅については現に山林に於いては丈量の不完全が太しいといふことであるから、改稅の際には是非此分の測量を精確にし直さなくてはならぬ。大體、官有林は實測すればむしろ減少し、民有林は餘程增加すべしとの事である。(B)尙又現在、市街宅地の間に山林田畑の殘存する例があるといふことも不穩當である。假令現實に昔の山林の儘であり、田畑として利用されて居ても、周圍が都會地として變化した以上は、其等の山林又は田畑をもつ人は、最早宅地內の庭園としてもつと見るのが穩當である。之を住宅又は工場商店等に利用すると否とは所有者の隨意であるが、併し少くとも租稅については附近周圍の宅地並みに拂ふといふのが正しい。特に此の如き處に大な山林や田畑をもつといふことは、其所有者の餘程の贅澤なことを示し、其事自身が一の奢侈として特別に大な給付能力をも意味するし、之を山林田畑として利用することは反面より見れば、然らざれば民衆の爲めに宅地として開かるべかりしものを閉鎖して少數者の享樂用に向けたといふことであり、非常に反社會的な行爲である。之を不問に附するといふことは一般民心の上にも面白からぬ影響を生ずる。社會政策上の考慮からしても之を宅地として課稅することが得策であるといふことになる。